

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定に基づき、財政援助団体等監査の結果を下記のとおり公表する。

平成 28 年(2016 年) 7 月 14 日

湖南省監査委員 渡邊悦夫
同 望月卓

監査結果

第 1 監査の種類

随時監査(財政援助団体等監査)

第 2 監査の対象

(1) 介護施設スプリンクラー等整備補助金	高齢福祉課
(2) 家族会開催支援事業補助金	高齢福祉課
(3) ふるさと防災チーム育成事業補助金	危機管理・防災課
(4) 小規模学童保育所運営補助金	子育て支援課
(5) 私立保育園児童措置委託負担金	子育て支援課
(6) 保育対策等促進事業補助金	子育て支援課
(7) 私立幼稚園特別支援教育事業補助金	子育て支援課
(8) 特色ある学校づくり交付金	学校教育課
(9) 県体等各種大会出場補助金	学校教育課
(10) 文化協会補助金	生涯学習課
(11) 文化財防災施設工事補助金	生涯学習課
(12) 地域活性化推進事業補助金	地域創生推進課
(13) 地域観光資源発掘事業補助金	地域創生推進課
(14) 滋賀型地域活動支援センター事業費補助金	社会福祉課
(15) 社会的事業所運営事業費補助金	社会福祉課
(16) 高齢者就業機会確保事業費補助金	商工観光労政課
(17) 湖南省三大まつり実行委員会負担金	商工観光労政課
(18) 観光協会補助金	商工観光労政課
(19) 森林整備関係事業補助金	農林保全課

第3 監査の期間

平成28年5月19日・5月20日

第4 監査の方法

本監査は、平成27年度における補助事業等から抽出した上記事業について、当該事業の執行が湖南市補助金交付規則又は各補助金交付基準等の規定に従い適正に処理されているかを次の点に着眼し監査を実施した。

- (1) 補助の目的・基準は、規則・要綱等により明確に定められているか。
- (2) 補助団体に対する指導・監督は適切に行われているか。
- (3) 補助金の交付手続きは適正に行われているか。
- (4) 補助事業は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- (5) 補助金に関わる収支の会計処理は適正に行われているか。

第5 監査の結果

1. 介護施設スプリンクラー等整備補助金 [高齢福祉課]

(1) 補助金の目的

平成27年4月1日に施行された、消防法の改正によって、消防用設備等の規制が変更となったため、平成30年3月31日までにスプリンクラー・自動火災報知設備等の設置が義務づけられたため、補助金として交付するものである。

(2) 補助対象団体

特定非営利活動法人ふれあいセンター「そよ風」

(3) 補助金交付額

1,340,000円

(4) 監査の結果

事務の執行にあたっては適正に処理をされている。

2. 家族会開催支援事業補助金 [高齢福祉課]

(1) 補助金の目的

高齢者を介護している家族に対し福祉の増進を図るため、介護者相互の交流会等の事業に実施に要する経費について交付するものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

①社会福祉法人 近江ちいろば会 理事長 奈良誉夫

・グループホームぼだいじ	30,000円
・ぼだいじみんなの家	30,000円
・中央デイサービスセンターしんあい	30,000円
・ぼだいじデイサービスセンターいこい	30,000円

- ②社会福祉法人 八起会 理事長 木村文一
 - ・デイサービスセンターにここ 30,000 円
- ③特定非営利活動法人ふれあいセンター「そよ風」理事長 平井和夫
 - ・グループホーム大空 30,000 円
 - ・ぬくもりの家大空 30,000 円
- ④特定非営利活動法人マイ・ライフ 理事長 小林伊都子
 - ・デイハウス春の日 30,000 円
- ⑤世光株式会社 代表取締役 橋本るつ子
 - ・デイケアの家おしどり、ゆめとまの家おしどり 30,000 円

(3) 監査の結果

- ・事務の執行においては、おおむね適正に処理されているが、事業計画の予算書で補助金額を超えて支出している明細が見受けられる。補助対象金額の明細が不明瞭であるので、対象明細が分かるようにされたい。
- ・領収書の写しについて、補助対象物品以外の明細を黒塗りで消込をしているものがある。

以上2点について該当補助団体に指導をし、適正な補助事務の執行に努められたい。

- ・交付要綱において補助対象となる経費が「家族会運営に係る経費」とあるが、何が補助対象か不明瞭なので具体的にわかるようにされたい。

3. ふるさと防災チーム育成事業補助金 [危機管理・防災課]

(1) 補助金の目的

災害発生時における地域住民による情報の収集、伝達、初期消火、避難誘導、応急救護、給水給食体制を整備し、防災知識の普及啓発を行う組織の育成を推進するため、区または自治会が防災用資機材を整備する経費に対して補助金を交付するものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

吉永区	81,000 円
菩提寺区	137,000 円
妙感寺区	34,000 円
柑子袋区	43,000 円
ハイウェイ・サイドタウン区	49,000 円
平松区	95,000 円
夏見区	109,000 円
岡出区	124,000 円
みどりの村区	150,000 円
宝来坂区	150,000 円

東寺区	150,000 円
大谷区	150,000 円
下田南区	150,000 円

(3) 監査の結果

平成 13 年度から始まった事業で、区によっては、資機材に差があるのではないかと、災害時に何が必要か基本的な資機材があると思うので、その点を考慮されたい。

4. 小規模学童保育所運営補助金 [子育て支援課]

(1) 補助金の目的

児童の健全な育成を図るため運営している湖南市内の学童保育所のうち湖南市学童保育所運営事業実施要綱に基づき委託金が受けられない学童保育所へ、その運営に関する経費に対し補助金を交付するものである。

(2) 補助対象団体

社会福祉法人 愛心会 理事長 白鳥宏枝

(3) 補助金交付額

1,600,000 円

(4) 監査の結果

事務の遂行にあたってはおおむね適正に処理されているが、完了報告の支出の総額が補助額を超えているので、支出項目の内、補助対象がどの部分になるのか明記するよう指導されたい。

5. 私立保育園児童措置委託負担金 [子育て支援課]

(1) 補助金の目的

従来 of 財政措置では、保育所、幼稚園、認定こども園に対し、異なる財源のもと個別の給付金費として施設への経費や保護者への助成金が支給されていたところを、平成 27 年 4 月より「施設型給付費」という共通の給付に一本化し、市町村が法定代理受領分として施設の経費や助成金の支給を行うものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

甲西あかつき保育園	7,450,820 円
あしほ乳児保育園	3,379,400 円
しおん園	1,892,580 円
菩提寺優愛保育園モンチ	6,152,940 円

(3) 監査の結果

事務の執行にあたっては、適正に処理されている。

6. 保育対策等促進事業補助金 [子育て支援課]

ア) 乳児保育促進事業費補助金

(1) 補助金の目的

乳児に対する保育体制は、1人の保育士に対し3人の乳児と定められており、その保育士の手配や人件費に私立保育園が負担する費用は年々増加しており安定的に乳幼児保育が実施できるよう補助を行う。

(2) 補助対象団体及び交付額

甲西あかつき保育園	3,000,000 円
あしほ乳児保育園	2,711,400 円
しおん園	2,121,000 円
菩提寺優愛保育園モンチ	3,000,000 円

(3) 監査の結果

国の制度改定が予定されていたため、補助金申請等の事務が遅れはあったが、補助金の使途は目的通りに執行されている。

イ) 低年齢児保育士特別配置事業費補助金

(1) 補助金の目的

1, 2歳児に対する保育体制は、1人の保育士に対し6人の乳児と定められているが、おおむね5人の乳児に対し1人の保育士とすることで、保育士の負担を軽減し、また細やかな保育が実施できるよう、当該保育を担当する保育士の配置に要する経費に対し補助をする。

(2) 補助対象団体及び交付額

甲西あかつき保育園	1,664,000 円
あしほ乳児保育園	1,289,600 円
しおん園	1,063,300 円
菩提寺優愛保育園モンチ	1,656,000 円

(3) 監査の結果

ケ) に記載。

ウ) 保育所入所児童健全育成事業費補助金

(1) 補助金の目的

児童がのびのびと健全に育成できる環境を充実するために使用された費用に対し補助するものであり、建物や設備の修繕や保育備品等の購入の費用に対し補助するものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

甲西あかつき保育園	2,168,000 円
あしほ乳児保育園	596,000 円
しおん園	842,000 円
菩提寺優愛保育園モンチ	1,640,000 円

- (3) 監査の結果
ケ) に記載。

エ) 保育所地域活動事業費補助金

- (1) 補助金の目的
私立保育園が未就園児童や保護者に実施する地域の子育て家庭への支援充実を図る事業に対して補助をする。
- (2) 補助対象団体及び交付額
- | | |
|-------------|-----------|
| 甲西あかつき保育園 | 141,000 円 |
| 菩提寺優愛保育園モンチ | 141,000 円 |
- (3) 監査の結果
ケ) に記載。

オ) 障がい児保育促進事業費補助金

- (1) 補助金の目的
心身発達上集団保育が必要であり、児童の処遇に特別な指導と配慮を要するために、保育事業を実施、これに従事する専任の保育士を配置した経費に対し補助をする。
- (2) 補助対象団体及び交付額
- | | |
|-------------|--------------|
| 甲西あかつき保育園 | 12,000,000 円 |
| 菩提寺優愛保育園モンチ | 6,000,000 円 |
- (3) 監査の結果
ケ) に記載。

カ) 低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助金

- (1) 補助金の目的
1, 2歳児に対する保育体制を、1人の保育士に対し概ね5人の乳児とし、低年齢児童に対しきめ細やかな保育が実施できるよう、当該保育を担当する保育士の配置に要する経費に対して補助するものである。
- (2) 補助対象団体及び交付額
- | | |
|-------------|-------------|
| 甲西あかつき保育園 | 3,000,000 円 |
| あしほ乳児保育園 | 3,000,000 円 |
| しおん園 | 2,667,000 円 |
| 菩提寺優愛保育園モンチ | 3,000,000 円 |
- (3) 監査の結果
国の制度改定が予定されていたため、補助金申請等の事務に遅れはあったが、補助金の使途は目的通りに執行されている。

キ) 延長保育促進事業費補助金

- (1) 補助金の目的

開所後 11 時間を超え、保育を実施し、かつ県保育促進事業補助金要綱に定める利用児童数を満たす保育所が実施する延長保育事業の経費に対して補助を行う。

(2) 補助対象団体及び交付額

甲西あかつき保育園	1,186,000 円
あしほ乳児保育園	317,200 円
菩提寺優愛保育園モンチ	300,000 円

(3) 監査の結果

ケ) に記載。

ク) 一時預かり事業費補助金

(1) 補助金の目的

滋賀県一時預かり事業実施要綱に規定された要件を満たし、保育に欠けない家庭でも不安定な就労や冠婚葬祭、保護者のリフレッシュ等の事情下において一時的に保育を実施する経費に対し補助金を交付するものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

甲西あかつき保育園	2,840,000 円
あしほ乳児保育園	2,840,000 円
菩提寺優愛保育園モンチ	1,473,000 円

(3) 監査の結果

ケ) に記載。

ケ) 保育体制強化事業費補助金

(1) 補助金の目的

国実施要綱に定めるもの（保育補助にはいる保育士免許のない方への人件費補助）に対し補助を行うものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

甲西あかつき保育園	574,000 円
しおん園	379,000 円

(3) 監査の結果

補助金の使途は適正であるが、補助事業の執行手続き等が不適切である。事務処理については、起案から決裁にいたるまで細心の注意を払い、補助金交付要綱等に基づき適正に処理をされたい。

7. 私立幼稚園特別支援教育事業補助金 [子育て支援課]

(1) 補助金の目的

心身に障がいをもつ幼児の就園を促進するため、障がい児を就園させている幼稚園を設置する学校法人に対し補助金を交付するものである。

(2) 補助対象団体

学校法人 光星学園 理事長 奥村展三

(3) 補助金交付額

11,368,000 円

(4) 監査の結果

補助事業の執行手続き等が不適切である。書類の日付に整合性がなく、事務処理については、起案から決裁にいたるまで細心の注意を払い、補助金交付要綱等に基づき適正に処理をされたい。

8. 特色ある学校づくり交付金 [学校教育課]

(1) 補助金の目的

各学校が独自に実施する事業に対し、学校長の判断で自由に執行できる予算を交付することにより、地域の特色や学校の自主性を活かした学校づくりを推進する。

(2) 補助対象団体及び交付金額

石部小学校	108,000 円
石部南小学校	90,500 円
三雲小学校	100,000 円
三雲東小学校	108,000 円
岩根小学校	100,000 円
菩提寺小学校	106,800 円
菩提寺北小学校	100,000 円
下田小学校	90,500 円
水戸小学校	90,500 円
石部中学校	108,200 円
甲西中学校	100,000 円
甲西北中学校	89,500 円
日枝中学校	108,000 円

(3) 監査の結果

事務の執行にあたっては、おおむね適正に執行されているが、交付手続きの事務で、一部書類に日付の整合性に欠けているなど決裁書類にも間違いがあり、不適切な事務処理があるので十分に注意をし、今後適正な事務処理を行われたい。

9. 県体等各種大会出場補助金 [学校教育課]

(1) 補助金の目的

湖南省の公立中学校の体育部及び文化部の活動を振興し、もって生徒の健全育成を図るため、学校長が体育及び文化に係る各種大会へ生徒を出場させる場合において、補助金を交付するものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

石部中学校	1,008,171 円
甲西中学校	1,063,740 円
甲西北中学校	1,305,378 円
日枝中学校	1,134,070 円

(3) 監査の結果

事務の遂行にあたっては適正に処理されている。

10. 文化協会補助金 [生涯学習課]

(1) 補助金の目的

湖南省における市民の文化・芸術活動の向上を図り、文化芸術団体の健全な発展と豊かな文化・芸術活動ができるまちづくりを目的とする団体に交付するものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

湖南省文化協会 会長 鈴木利文 550,000 円

(3) 監査の結果

事務の執行にあたっては、おおむね適正に処理されているが、交付手続きの事務で、一部交付申請書類に不備があり不適切な事務処理をされているので適切な処理を行われない。

11. 文化財防災施設工事補助金 [生涯学習課]

(1) 補助金の目的

湖南省内に所在する国、県及び市指定の文化財の保存及び活用等の事業に対して補助金を交付するものである。

(2) 補助対象団体

宗教法人 善水寺 代表役員 梅中堯弘

(3) 補助金交付額

5,771,000 円

(4) 監査の結果

一部補助事業の執行手続きに日付の整合性にかけているもの、添付書類の契約書に日付が抜けている等に不適切な処理があるので、事務処理について補助金交付要綱等に基づき適正に処理されたい。

12. 地域活性化推進事業補助金 [地域創生推進課]

(1) 補助金の目的

地域と行政との協働を強化するため、湖南省地域まちづくり協議会設置要綱に基づく協議会が住民自治の本旨に基づき、湖南省地域まちづくり交付金要綱に基づく交付金とは別に、地域の課題を自主的に解決し、

地域の実情に合わせた事業を行うための経費に対して、補助金を交付するものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

三雲学区まちづくり協議会	会長	武田久男	1,100,000 円
石部学区まちづくり協議会	会長	大継義光	1,100,000 円
石部南学区まちづくり協議会	会長	大島正秀	1,300,000 円
岩根まちづくり協議会	会長	櫻井義男	1,100,000 円
菩提寺まちづくり協議会	会長	山口道夫	1,200,000 円
下田学区まちづくり協議会	会長	尾下紘平	1,100,000 円
水戸学区まちづくり協議会	会長	望月惇二	1,100,000 円

(3) 監査の結果

事務の執行にあたっては、おおむね適正に処理されているが交付手続きの事務で、一部日付の整合性に欠ける不適切な事務処理があるので十分に注意をし、今後適正な事務処理を行われたい。

13. 地域観光資源発掘事業補助金 [地域創生推進課]

(1) 補助金の目的

湖南省の地域資源の発掘及び普及・推進をし、市内外からの集客力の向上と地域の活性化を図ることを目的とする事業を行う経費に対して補助するものである。

(2) 補助対象団体

猿飛佐助実行委員会 会長 園部俊治

(3) 補助金交付額

1,000,000 円

(4) 監査の結果

事務の執行にあたっては、おおむね適正に処理されているが、交付手続きの事務で、一部公文書の年度が間違っている不適切な事務処理があるので、適切に事務処理を行われたい。

14. 滋賀型地域活動支援センター事業費補助金 [社会福祉課]

(1) 補助金の目的

地域における障がい者の社会的な自立と福祉の向上を図るため、滋賀県型地域活動支援センター設置事業実施要綱に定める要件を備え、知事が承認した滋賀県型地域活動支援センターにおいて、難病、薬物依存症等であって障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの対象とならない障がい者に対して日中活動の場を提供し必要な支援を行う事業に対する経費に対して補助を行うものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

特定非営利活動法人 かがやき

理事長 町田利正 1,996,000 円

特定非営利活動法人 サポートハウスほほえみ

理事長 杉本吉男 1,108,000 円

特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会

理事長 藤井美智代 972,000 円

(3) 監査の結果

事務の執行にあたっては、おおむね適正に処理されている。事業所全体の予算書及び決算書が提出されているが、補助対象としている項目が不明瞭であるので、明確にするよう指導されたい。

15. 社会的事業所運営事業費補助金 [社会福祉課]

(1) 補助金の目的

在宅障がい者の就労の促進並びに社会的及び経済的な自立を支援するため、滋賀県社会的事業所設置運営要綱に基づき障がいの有無に関わらず対等な立場で一緒に働ける職場を設置している社会的事業者に対して補助するものである。

(2) 補助対象団体及び交付金

特定非営利活動法人 けいかん

理事長 山口敏樹 900,000 円

(3) 監査の結果

事務の執行にあたっては、おおむね適正に処理されている。事業所全体の予算書及び決算書が提出されているが、補助対象としている運営費の項目が不明瞭であるので、明確にするよう指導されたい。

16. 高齢者就業機会確保事業費補助金 [商工観光労政課]

(1) 補助金の目的

公益社団法人湖南省シルバー人材センターが高年齢者就業機会確保事業実施要領に基づく高年齢者就業機会確保事業を実施することについて補助金を交付するものである。

(2) 補助対象団体

公益社団法人湖南省シルバー人材センター 理事長 立入 勲

(3) 補助金交付額

10,000,000 円

(4) 監査の結果

補助事務にあたっては、おおむね適正に執行されているが、一部決裁書類の補助金名称が違う不適切な事務処理が見受けられるので、補助事

業所管課として適正な補助事務の執行に努められたい。

17. 湖南省三大まつり実行委員会負担金〔商工観光労政課〕

(1) 補助金の目的

市民に憩いの場の提供と伝統の継承を行うことを目的に実施される湖南省三大まつりを振興することにより、その保存、発展に寄与し、市内外から観光客の誘致促進を図り、市内観光及び地域経済の発展に寄与することを目的に組織された団体に対し補助金を交付するものである。

(2) 補助対象団体

湖南省三大まつり実行委員会 会長 平松善雄

(3) 補助金交付額

12,700,000 円

(4) 監査の結果

補助事業としては、おおむね適正に処理されているが、負担割合について、明確な定めがないので、負担金の算出根拠を明確にされたい。

18. 観光協会補助金〔商工観光労政課〕

(1) 補助金の目的

本市の有する観光資源の魅力を引き出し、その質の向上を図り、観光客の誘致促進により地域経済の活性化に結び付けることを目的として行う事業に対して補助金を交付するものである。

(2) 補助対象団体

一般社団法人湖南省観光協会 代表理事 平松善雄

(3) 補助金交付額

28,864,000 円

(4) 監査の結果

事務の執行にあたっては、おおむね適正に処理されている。バーチャルシティーこにゃん市の費用対効果はどうか、こにゃん市長の初期の目的からは少し変わってきてるようにも思えるが、こにゃん市長の効率的な活用方法を検討されたい。

19. 森林整備関係事業補助金〔農林保全課〕

ア) 湖南省里山保全基盤整備事業補助金

(1) 補助金の目的

湖南省における森林・林業の振興を図るため、森林整備事業を実施するにあたり適当と認められる者に対し、それらの事業に要する経費について補助するものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

三雲生産森林組合	組合長	石橋芳秋	476,800 円
正福寺生産森林組合	組合長理事	青木八洲男	357,700 円
夏見生産森林組合	組合長	今村信二	163,500 円
東寺生産森林組合	組合長理事	吉川 哲	311,700 円
西寺生産森林組合	組合長	山川 修	284,000 円
菩提寺生産森林組合	組合長	谷口健次	268,200 円
岩根花園区	区 長	谷口忠一	95,500 円
吉永区	区 長	園部俊治	120,500 円

(3) 監査の結果

事務の執行にあたっては、おおむね適正に処理されているが、補助金の使途として不適切な項目があるので、補助対象項目を補助金要綱等で明確にされたい。

イ) 森林ボランティア活動事業補助金

(1) 補助金の目的

湖南省における森林・林業の振興を図るため、森林整備事業を実施するにあたり適当と認められる者に対し、それらの事業に要する経費について補助するものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

みどりのバトンタッチ 会長 西村喜平 90,000 円

(3) 監査の結果

事務の執行にあたっては、適正に処理されている。

ウ) 地域森林造成推進事業補助金

(1) 補助金の目的

湖南省における森林・林業の振興を図るため、森林整備事業を実施するにあたり適当と認められる者に対し、それらの事業に要する経費について補助するものである。

(2) 補助対象団体及び交付額

滋賀中央森林組合 代表理事組合長 松山正己 638,000 円

(3) 監査の結果

事務の執行にあたっては、適正に処理されている。